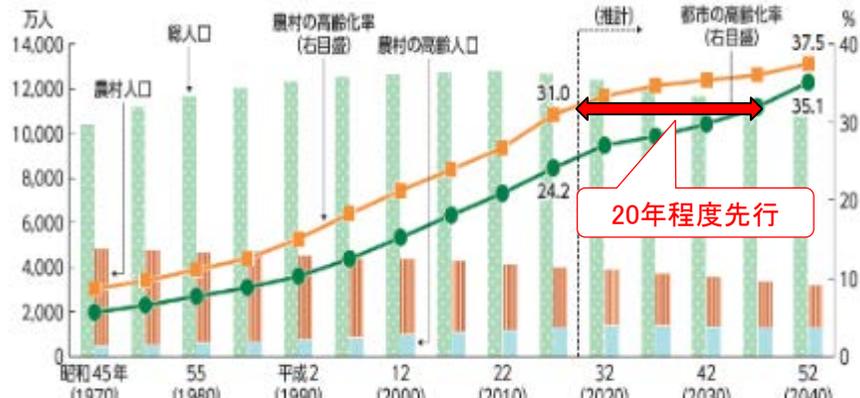


7-1. 農村の振興に関する施策の視点

- 農村、特に中山間地域では都市部に先駆けて少子高齢化・人口減少が進展している一方、中山間地域は我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮の面でも重要。
- こうした機能を発揮し続けるためには、農業の担い手以外も含めた多様な人々が農村で暮らしていくための環境作り(所得と雇用機会の確保、地域コミュニティ機能の維持・強化、生活インフラの確保等)が必要。
- また、地域の魅力の発信により、地域の支えとなる「関係人口」を拡大させ、農村地域の活性化を図ることが重要。

【農村・都市部の人口と高齢化率】



資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成25年3月推計)」を基に農林水産省で推計。
注:ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

【中山間地域の主要指標(平成27年)】

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口	1億2,709万人	1,420万人	11%
②総土地面積	3,780万ha	2,741万ha	73%
③耕地面積	450万ha	184万ha	41%
④林野面積	2,480万ha	2,174万ha	88%
⑤総農家数	216万戸	95万戸	44%
⑥販売農家数	133万戸	57万戸	43%
⑦農業産出額	8兆8,631億円	3兆6,138億円	41%

資料:農林水産省「2015年農林業センサス」(②総土地面積及び④林野面積の全国の値、⑤総農家数、⑥販売農家数)
農林水産省「平成27年耕地及び作付面積統計」(③耕地面積)、
農林水産省「平成27年生産農業所得統計」(⑦農業産出額)
総務省「平成27年国勢調査」(①人口)
注1 農業地域類型区分は、平成29年12月改定のものを使用。
注2 ①人口、③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域(B)の値は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。
注3 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域(B)の値は、旧市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。



7-2. 農村の振興

- 農村を維持し、次の世代に継承していくため、①生産基盤の強化等による農業の活性化、地域資源と他分野との組み合わせによる新たな価値の創出やこれによる所得と雇用機会の確保、②農村に人が住み続けるための条件整備、③農村への関心を高め、農村を支える新たな動きや活力の創出を図る。
- 上記「3つの柱」に沿って、農村を含めた地域の振興に係る関係者（関係府省、都道府県・市町村、民間事業者等）が連携し、現場の実態と課題・ニーズを把握・共有。その上で、その解決や実現に向けて施策を総合的かつ一体的に推進。

地域資源を活用した所得と雇用機会の確保（しごと）

- 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の**多様な農業経営の推進**
- 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組み合わせ等を通じた**所得と雇用機会の確保**（地域資源の高付加価値化の推進（農村発イノベーション）、農泊の推進、ジビエ利活用の拡大、農福連携の推進、農業関連産業の導入等）
- **地域経済循環**の拡大（バイオマス・再生可能エネルギーの導入・地域内活用、農畜産物や加工品の地域内消費、農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進等）
- 都市農業の推進

「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり（しくみ）

- 農林水産省が中心となって、**関係府省、都道府県、市町村、民間事業者と連携**し、総合的に推進

中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備（くらし）

- **地域コミュニティ機能の維持や強化**に向けて、世代を超えた人々による地域のビジョンづくり、「小さな拠点」の形成の推進、地域コミュニティ機能の形成のための場づくりを推進します。
- **日本型直接支払制度**による農業の有する多面的機能の発揮の促進、中山間地域等直接支払制度の運用の見直し
- 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保、**定住条件整備**のための総合的な支援、**鳥獣被害対策**等の推進

農村を支える新たな動きや活力の創出（活力）

- 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり、地域内の人材育成・確保、**関係人口の創出・拡大**や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大、多様な人材の活躍による地域課題の解決の推進
- 農村の魅力を発信（副業・兼業などの**多様なライフスタイルの提示**、棚田地域の振興と魅力の発信）
- 多面的機能に関する国民理解の促進

7-3. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保(しごと 1/2)

- 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営を推進。
- 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進、農泊の推進等により、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組み合わせ等を通じた所得と雇用機会を確保。

中山間地域における複合経営の推進

農業と林業の複合経営を通じた経営安定化のモデル例



(注) 福岡県作成のモデル

春：タケノコの収穫作業



夏：キウイフルーツの栽培



秋～冬：自伐型林業

地域資源を活用した農泊コンテンツとインバウンド対応

宿泊

古民家を改修した宿泊施設

体験

牧場での農業体験

食事

地域食材を使った郷土料理

りんごの収穫体験

Wi-Fi環境の整備
や外国語対応の
サイト作成等

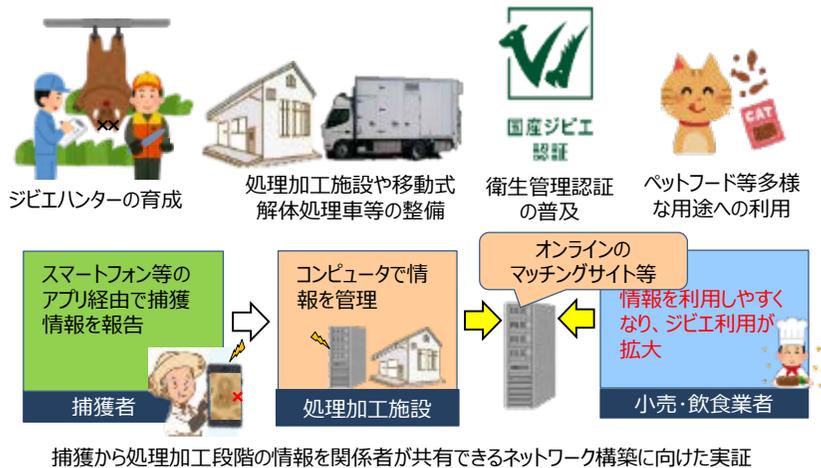
農村発イノベーションの推進



7-4. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保(しごと 2/2)

- ジビエ利活用の拡大、農福連携の推進等により、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組み合わせ等を通じた所得と雇用機会を確保。
- バイオマス・再生可能エネルギーの導入・地域内活用の推進等により、地域経済循環を拡大。
- 多様な機能を有する都市農業を推進。

ジビエ利活用の拡大に向けた対策



バイオマス・再生可能エネルギーの推進



間伐材等を原料とする木質バイオマス発電施設



農業用水を利用した小水力発電施設

農福連携の推進

- I 農福連携等の推進に向けて
「知られていない」「踏み出しにくい」「広がらない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進
- II 農福連携を推進するための3つのアクション
 - 1 認知度の向上
農業者や国民全体への理解促進に向けた取組を実施（メリットの発信、プロモーションの展開等）
 - 2 取組の促進
相談体制の整備、農業経営体や障害者施設等が取り組みやすくなるための環境整備等を推進（農業版ジョブコーチの育成、マッチングの仕組みの構築、農業経営体の収益力強化等）
 - 3 取組の輪の拡大
経済界や消費者を巻き込んだ国民的運動として推進（コンソーシアム設置、優良事例の表彰等）
- III 「農」「福」連携の広がりへの展開
林業及び水産業において、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進等

都市農業のメリットを活かした特色ある取組



都市住民が農作業を体験する「農業体験農園」



「マルシェ」による新鮮な農産物の販売



都市住民への農産物の移動販売

7-5. 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備(くらし)

- 地域コミュニティ機能の維持や強化に向けて、世代を超えた人々による地域のビジョンづくり等を推進。
- 日本型直接支払制度により、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を促進。また、中山間地域等直接支払制度について、今後も安心して営農に取り組めるよう、運用を見直し。
- 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保や、定住条件整備のための総合的な支援、鳥獣被害対策等を推進。

地域のビジョンづくりへの支援

— 集落戦略の内容 —

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制



地域での話し合い

中山間地域等直接支払の集落戦略を活用した将来ビジョンの作成

定住条件強化のための総合的な計画策定



情報通信環境の確保、デマンド交通サービス、タブレット等を活用した遠隔学習、遠隔ヘルスケア等の取組

農村地域の定住環境を強化し、地域住民の定着を図る

日本型直接支払制度の活用

多面的機能支払制度

【農地維持支払】

農地法面の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動等を支援



農地法面の草刈り

【資源向上支払】

水路、農道、ため池の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援



水路の補修

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の条件不利地域の農業生産活動の継続を支援



中山間地域

環境保全型農業直接支払制度

自然環境の保全に資する農業生産活動を支援



有機農業

総合的な鳥獣被害対策

〔総合的な鳥獣被害対策〕



侵入防止柵の設置・再編 刈り払い等による生息環境整備や捕獲機材の導入 境管理



捕獲活動経費の直接支援

〔スマート捕獲による捕獲強化〕



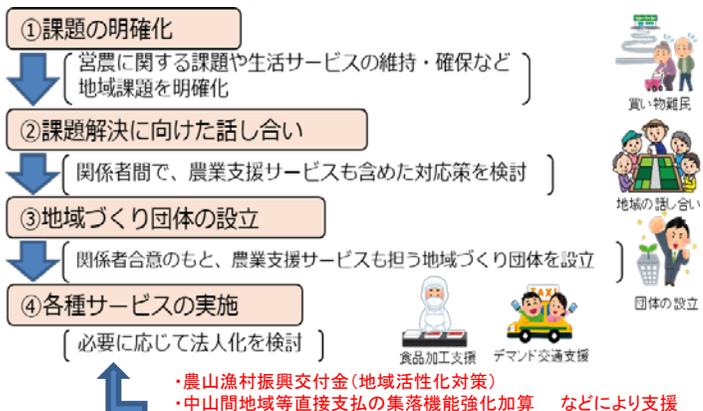
ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現

➡ 第5期対策への移行に向けて、今後も安心して営農に取り組めるよう、運用を見直し

7-6. 農村を支える新たな動きや活力の創出(活力)

- 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくりや、地域内の人材育成・確保、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大、多様な人材の活躍による地域課題の解決を推進。
- 副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示、棚田地域の振興と魅力の発信など、農村の魅力を発信。
- 農業遺産やかんがい施設遺産の取組等を通じ、多面的機能に関する国民理解を促進。

地域運営組織立上げに向けた合意形成への支援



農業遺産の国民の認知度向上に向けた取組



棚田地域の振興



半農半Xの取組



7-7. 関係府省が連携した「農村の振興に関する施策」の推進

- これまで農林水産省は、都市農業、農泊、ジビエの利活用、農福連携などの取組について、以下のような手法により、**関係府省と連携して実施し、効果を発揮**してきた。
- 新たな基本計画の「農村の振興に関する施策」の推進に当たっては、これまでの取組にとどまらず、**幅広い連携体制を構築**していく。

〈関係府省との連携手法〉（2019年（令和元年）12月9日食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料を基に作成）

企画・制度設計段階

① 政府一丸となった方針の検討

（例）農福連携の推進に当たり、あらゆる関係府省を構成員とする「**農福連携等推進会議**」を設置して検討することにより、**各府省の強みを活かした一体的な施策パッケージ**を策定。

② 政府一体での財政上の支援

（例）ジビエの利活用の推進に向けて、農林水産省が実施する取組に加え、環境省がジビエ利用拡大の観点から狩猟者の育成や狩猟捕獲支援を行うなど、**政府一体での財政支援**を実施。

③ 関係府省が連携した制度の見直し

（例）都市農業振興基本計画を受け、国土交通省と連携して、都市農地の保全を目的とした「**生産緑地法**」等の改正及び都市農地の有効活用を目的とした「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」の制定を行い、併せて生産緑地を貸借しても相続税納税猶予が継続する等の**税制改正**を行うことで、**都市農業の振興に必要な環境を整備**。

運用段階

④ ワンストップでの対応

（例）定住条件強化のための支援に当たり、**農林水産省の職員が事業実施主体との間の連絡調整員**となり、**ワンストップで関係府省への相談や事業実施の要請**を行うことにより、**買い物、交通、福祉、教育などの幅広い分野のニーズ・課題への対応を実現**。

⑤ 部局間で連携した対応の促進

（例）「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく基本方針において、農村地域への産業の導入に関する重要事項の一つとして、**商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要である旨を明記し、部局間で連携した都道府県や市町村の対応を促進**。

⑥ 部局の枠を超えた人材の動員

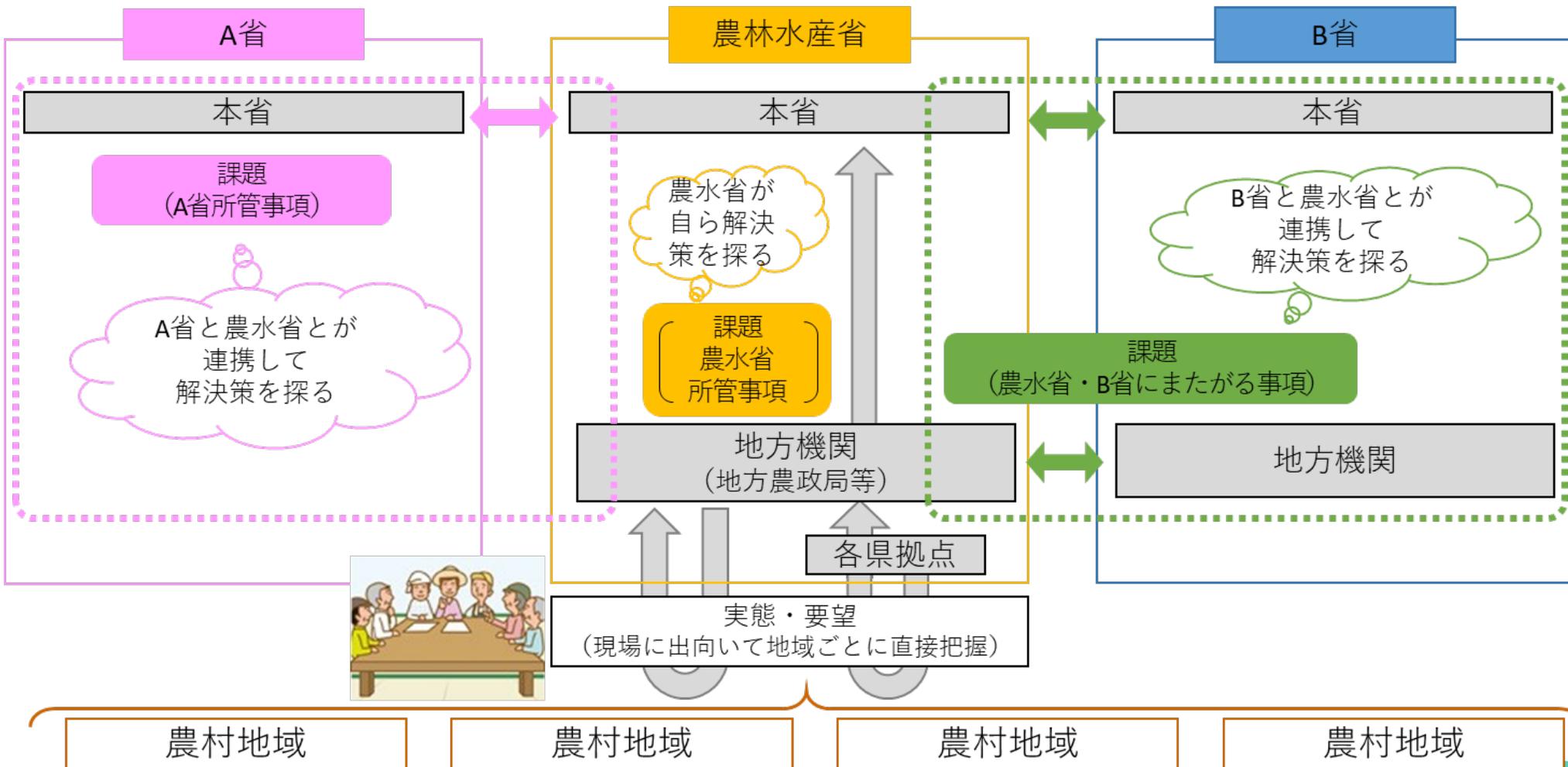
（例）「**棚田地域振興法**」に基づき、関係府省庁（本省、地方出先機関）の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を**棚田地域振興コンシェルジュ**として選任し、**準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制を構築**。

国レベル
（本省）

現場レベル
（地方自治体、地方出先機関等）

7-8. 「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり(しくみ)

- 「3つの柱」に沿った施策を、農林水産省が中心となって、都道府県や市町村、関係府省や民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みを構築。
- また、関係府省、都道府県や市町村、民間事業者など、地域の振興に係る関係者が連携するとともに、地域振興施策を担う都道府県や市町村の人材育成なども含め、総合的に推進。



8-1. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成等

- 食育や地産地消等について、消費者、食品関連事業者、農協等を含め官民が協働し、食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開。
- このほか、東日本大震災からの復旧・復興や大規模自然災害への対応、食料・農業・農村に関する団体の機能や役割の効果的・効率的な発揮、新型コロナウイルス感染症等への対応などについても着実に実施。

東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

- 東日本大震災
⇒地震・津波災害及び原子力災害からの復旧・復興
- 大規模自然災害への備え
⇒**事前防災を徹底**し、災害に備える農業経営の取組の展開、異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及、防災・減災対策、初動対応をはじめとした災害対応体制の強化
- 大規模自然災害からの復旧
⇒国の技術職員の派遣による迅速な被害の把握、被災地の早期復旧の支援
被災を機に、作物転換、規模拡大等に取り組む産地の支援

団体に関する施策

- **農協が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割**等を引き続き果たしつつ、各事業の健全性を高め、経営の持続性を確保するため、引き続き、自己改革の取組を促進
- 農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能・役割を効果的かつ効率的な発揮

食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

- 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含めた**官民の協働**による、食と農とのつながりの深化に着目した新たな**国民運動の展開**
- 我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成による、農は「国の基」との認識の国民全体での共有

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

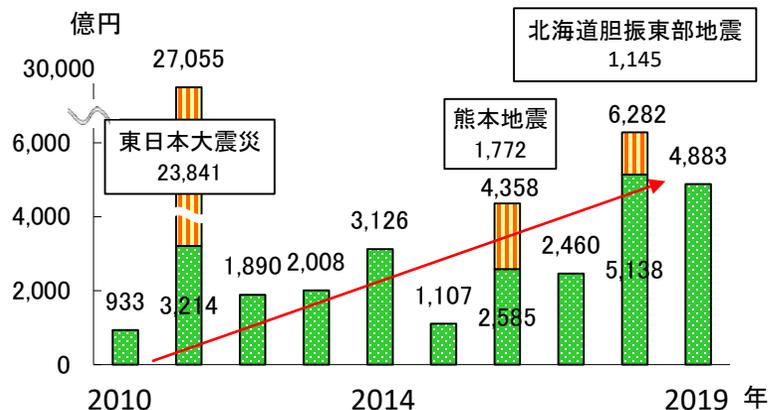
- 国産農産物の**内需の喚起**、輸出商流の維持、**農業労働力の確保**、国産原料への切替えや経営改善などの**中食・外食・加工業者対策**等の機動的な実施、食料供給の状況についての情報提供

8-2. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

- 東日本大震災による地震・津波被災地域においては、農林水産関係インフラについて復旧はおおむね完了。
- 原子力被災市町村においては、営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。
- 自然災害の被害を最小化するため、事前防災を徹底し、災害に備える農業経営の取組の全国展開、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、災害対応体制の強化を推進。
- 大規模自然災害において迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

○過去10年の農林水産関係被害額

(令和2年4月末時点)



○2019年発生災害への対応



江藤大臣による現地調査
(東日本台風等)



稲わらの除去の様子
(東日本台風等)

東日本大震災からの復旧・復興

- 農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了、引き続き農地等の整備の完了を目指し、着実な復旧・復興を推進
- 原子力被災市町村における営農再開の支援や、国内外の風評被害の払拭に向けた取り組みを引き続き支援



【ブロッコリー自動選別収穫機】(南相馬市)
被災地の再生に向け、少人数で大面積のブロッコリー栽培ができる機械化体系の確立を目指し開発。

大規模自然災害への備え

- 低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大等の、災害に備える農業経営の取組の全国展開
- 異常気象による被害を軽減できる品種・生産安定技術の開発・普及
- 農業水利施設等の耐震化等のハード対策とハザードマップの作成等のソフト対策を組合わせた防災・減災対策の強化
- 早期の営農再開に向けた初動対応時の連携・応援体制の強化
- 不測時における食料安定供給のための備えの強化

大規模自然災害からの復旧

- 農地・農業用施設の早期復旧、被災地域への技術職員の派遣、作物転換・規模拡大等に取り組む産地への支援等の実施

8-2. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

- 農村人口の減少や都市化の進展、食品の加工・流通の高度化に伴い、食と農の距離が拡大し、消費者が農業を身近に感じる機会は減少。農業の持続性の確保等を図るに当たっては、農業・農村をめぐる状況や課題を国民共通の課題と捉えて、具体的な行動に移す機会を創出していくことが重要。
- 農業の生産基盤や地域コミュニティの衰退をはじめとする、我が国の食料の安定供給に関するリスクの実態を分かりやすく発信するとともに、関係者が一体となり、消費者と食・農とのつながりの深化に着目した国民運動を展開。

- 変化する需要をとらえた農業生産
- 営農を通じた環境面等での貢献
- 食育、農林漁業体験の機会の提供 等

生産者

- 生産に込められた思い・創意工夫への理解の深化
- 国産農産物の積極的な選択 等

消費者

官民が連携・協働し、
生産者と消費者の相互理解を醸成

自治体

NPO

JA

企業

国

農業・農村と国民が互いに支え合う関係を醸成

8-3. 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場では、需要減退に伴う在庫の滞留や労働力の不足など、**厳しい状況に直面**。農林水産業は植物や動物等の生き物を扱う産業であり、その成長や生育を止めることはできないため、今回のような**需要の大幅な減少にすぐに対応することは困難**。
- **農林水産業の生産基盤を守る**ため、農林水産省では、第1次・第2次補正予算合わせ約6,100億円の支援策を措置。
※農林水産関係令和2年度1次補正予算（4月30日成立）：5,448億円　2次補正予算（6月12日成立）：658億円

①需要喚起

現場での影響

- 3月の農林水産物の輸出額は前年同月比1割減
- 牛肉では、
 - ・国産価格が3～5月に2～3割減
 - ・3月の輸出額が前年同月比4割減
- 花きは、4月の切り花の取引価格が平年の半分まで一時低迷

措置した対策

- 在庫の滞留等が生じている品目について、農林漁業団体が行う、学校給食への提供やネット販売等の**販売促進**の取組を支援
- **輸出商流の維持・拡大**に向け、食品製造設備等の整備・導入や、新規市場の維持・開拓に必要な商談等を支援

③外食等対策

現場への影響

- インバウンドや団体予約の減少、営業自粛等による売上げの減少
- ・ 4月の外食売上高は前年同月比4割減

措置した対策

- 外食事業者や食品流通事業者の債務保証等への**資金繰り支援**
- 収束後のインバウンド回復に向けた、**衛生管理の徹底等**のための施設導入・店舗改装を支援
- オンライン予約でのクーポン付与、プレミアム付き食事券の発行等による**飲食業の需要喚起**

②労働力確保

現場への影響

- 農業分野では、5/20時点で約2,500名の技能実習生の受入れ見通しが立たず
- ・ 中国　：約1,420名
- ・ ベトナム：約440名
- ・ フィリピン：約220名

※令和元年10月末における農業分野に従事する外国人労働者数は35,513人

措置した対策

- 農業経験のある**即戦力人材等による援農**について、掛増し労賃や研修費等を支援
- **農業高校・農業大学校への研修用機械・設備導入**を支援
- 法務省が講ずる技能実習生等の在留資格変更（最長1年間の滞在が可能）により、**他分野からの再就職**を促進

④その他生産支援対策

- 農林漁業者の経営再建に必要な**運転資金の実質無利子化・無担保化**等を措置
- 野菜価格安定制度や漁業収入安定制度について資金を追加、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を実施する等、**充実した経営安定対策**を措置
- 次期作期を迎える野菜・花き等について円滑な作付けを確保できるよう、種苗等の資材購入・機械レンタル等を支援
- **国産農産物への切替え**に向けた、野菜等の加工に必要な施設整備・改修を支援
- **感染防止対策**など経営の継続に向けた農林漁業者の取組を支援